

令和 5 年 6 月 23 日

令和 5 年広島県議会 6 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和五年広島県議会六月定例会議案目次（その二）

県第六十二号	広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例	一
県第六十三号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	四
県第六十四号	広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	六
県第六十五号	広島県税条例の一部を改正する条例	一一
県第六十六号	広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例	三二
県第六十七号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	三五
県第六十八号	広島県立福山若草園設置及び管理条例及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	四八
県第六十九号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	五一
県第七十号	広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	五六
県第七十一号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	五九
県第七十二号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	六一
県第七十三号	工事請負契約の変更について	六三
県第七十四号	財産の取得について	六五

県第六十二号議案

広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例案 広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十九条第二項、第三十二条及び第三十八条第二項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事に係る定期の報告の期間、許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る定期の報告の期間について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(宅地造成等に関する工事に係る定期の報告の期間)

第三条 法第十九条第二項の規定に基づき、条例で定める期間は、宅地造成等に関する工事の期間が三月未満のものに限り、四十五日とする。

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第四条 法第三十二条の規定に基づき、条例で定める規模の特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの
 - 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの
- 2 法第三十二条の規定に基づき、条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
- 一 高さが二メートルを超える土石の堆積
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平

方メートルを超えるもの

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る定期の報告の期間)

第五条 法第三十八条第二項の規定に基づき、条例で定める期間は、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の期間が三月未満のものに限り、第三条に規定する期間とする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく知事への許可又は届出を要する盛土等の規制を強化することを目的として、当該行為の規模等について必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第六十二号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1-11 (略)</p> <p>(特定新型コロナウイルス等により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>12 職員が、特定新型コロナウイルス等（新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型コロナウイルス等で、当該新型コロナウイルス等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第四条の規定は適用しない。</p> <p>13 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき千五百円（緊急に行われた作業であつて、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1-11 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>12 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第四条の規定は適用しない。</p> <p>13 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準じると認める作業に従事した場合にあつては、四千円）とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

人事院規則の一部改正等を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、防疫等作業従事職員の特種勤務手当について、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第六十四号議案

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
法律名	法律名	法律名	法律名
事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分
手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称
金額	金額	金額	金額
法第十二条第一項本文及び法第三十条第一項本文の規定による宅地造成等工事の許可申請手数料 昭和三十六年法律第九十一号 以下この項において「法」という。	法第八條第一項本文の規定による宅地造成等工事の許可申請手数料 昭和三十六年法律第九十一号 以下この項において「法」という。	法第十二条第一項本文及び法第三十条第一項本文の規定による宅地造成等工事の許可申請手数料 昭和三十六年法律第九十一号 以下この項において「法」という。	法第八條第一項本文の規定による宅地造成等工事の許可申請手数料 昭和三十六年法律第九十一号 以下この項において「法」という。
一 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が五〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 二 〇〇〇円	一 切土又は盛土をする土地の面積が五〇平方メートルを超え一、〇〇〇円以内のもの 二 〇〇〇円	一 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が五〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 二 〇〇〇円	一 切土又は盛土をする土地の面積が五〇平方メートルを超え一、〇〇〇円以内のもの 二 〇〇〇円

十 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が一〇〇〇平方メートルを	九 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が七〇〇〇平方メートルを超え	八 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が四〇〇〇平方メートルを超え	七 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が二〇〇〇平方メートルを超え	六 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が一〇〇〇平方メートルを超え	五 切土、盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が五〇〇平方メートルを超え	四 〇〇〇〇円	三 〇〇〇〇円	二 〇〇〇〇円	一 〇〇〇〇円	五、〇〇〇平方メートル以内のもの 五、〇〇〇円	「法」 という。
---	---	---	---	---	--	------------	------------	------------	------------	----------------------------	-------------

十 切土又は盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が一〇〇〇平方メートルを超えるもの	九 切土又は盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が七〇〇〇平方メートルを超え	八 切土又は盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が四〇〇〇平方メートルを超え	七 切土又は盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が二〇〇〇平方メートルを超え	六 切土又は盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が一〇〇〇平方メートルを超え	五 切土又は盛土 又は土石の堆積をする土地の面積が五〇〇平方メートルを超え	四 〇〇〇〇円	三 〇〇〇〇円	二 〇〇〇〇円	一 〇〇〇〇円	五、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、〇〇〇円
---	--	--	--	--	---	------------	------------	------------	------------	----------------------------

法第三十六條第一項及び第三十五條第一項の規定による宅地造成等、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可の申請に対する審査（変更に係る部分に切土、盛土又は土石の堆積の土地があるものに限り。）	宅地造成等工事の申請手数料	宅地造成等工事の許可申請手数料の金額の欄に掲げる切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積（変更に係る部分の切土、盛土又は土石の堆積をいう。）の区分に応じ、そのおのおのの額と同一の額	五〇、〇〇〇円 を超えるもの 五一〇、〇〇〇円
法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査（変更に係る部分に切土又は盛土の土地があるものに限り。）	宅地造成工事の変更許可申請手数料	宅地造成工事の許可申請手数料の金額の欄に掲げる切土又は盛土をする土地の面積（変更に係る部分の切土又は盛土の土地の面積をいう。）の区分に応じ、そのおのおのの額と同一の額	四三〇、〇〇〇円

（広島県警察関係手数料条例の一部改正）

第二条 広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
法律名 （略）	事務の区分 （略）	手数料の名称 （略）	金額 （略）	法律名 （略）	事務の区分 （略）	手数料の名称 （略）	金額 （略）
道路交 通法（法 第百八 条の二 第一項 各号に 掲げる 講習 の項に おいて 「法」 という。 ）		講習手数料	一―二十六 （二十七 第十五 号又は 第十六 号に掲 げる講 習） 講習一 時間 につき 二、〇〇〇 円	道路交 通法（法 第百八 条の二 第一項 各号に 掲げる 講習 の項に おいて 「法」 という。 ）		講習手数料	一―二十六 （二十七 第十五 号に掲 げる講 習） 講習一 時間 につき 二、〇〇〇 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文の許可を受けた宅地造成工事に係る同法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査（変更に係る部分に切土又は盛土の土地があるものに限り。）に関する手数料について

ては、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法の改正に伴い、宅地造成工事の許可申請手数料等の改正など、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第六十五号議案

広島県税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県税条例の一部を改正する条例案
 広島県税条例の一部を改正する条例

第一条 広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第十二条の二（略）</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内）に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること」が困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、（四年）」とする。</p> <p>（不動産取得税の減額の申請手続等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十条の四第二項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第二項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下同じ。）の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」と</p>	<p>附則</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第十二条の二（略）</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内）に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること」が困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、（四年）」とする。</p> <p>（不動産取得税の減額の申請手続等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十条の四第二項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第二項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下同じ。）の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」と</p>

あるのは「前号の住宅が新築された年月日」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第二号の改修工事対象住宅について、改修工事（令附則第九条第一項に規定する改修工事をいう。以下同じ。）を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）を譲渡した年月日、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。

3-5 (略)

あるのは「前号の住宅が新築された年月日」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第二号の改修工事対象住宅について、改修工事（令附則第九条の三第一項に規定する改修工事をいう。以下同じ。）を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）を譲渡した年月日、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。

3-5 (略)

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率) 第一百四条之二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>エエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五百十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第一百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(環境性能割の税率) 第一百四条之二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>エエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五百十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第一百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第三項に規定するもの

(1)・(2) (略)

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) (略)

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第五項に規定するもの

(1) (略)

(2) (1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 (略)

イ (略)

(1) (略)

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定め

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第三項に規定するもの

(1)・(2) (略)

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) (略)

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第五項に規定するもの

(1) (略)

(2) (1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 (略)

イ (略)

(1) (略)

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定め

- 三
イ (略)
- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十二項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十二項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- ロ (略)
- (1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。
- (2) (略)
- (3) (略)
- イ (略)
- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十二項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十二項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- ロ (略)
- (1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。
- (2) (略)
- (3) (略)

- 三
イ (略)
- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十三項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- ロ (略)
- (1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (2) (略)
- (3) (略)
- イ (略)
- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十三項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十三項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) (略)
- ロ (略)
- (1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。
- (2) (略)
- (3) (略)

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ニ 車両総重量が三・五トン以下で地方税法施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(2) (1) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十五項に規定するもの

(2) (1) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十五項に規定するもの

(2) (1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

2

一 (略)

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(2) (1) の (略) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(2) (1) の (略) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(2) (1) の (略) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

2

一 (略)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十六項に規定するもの

(1) (3) (略)

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十七項に規定するもの

(2) (1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十八項に規定するもの

(1) (略)

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十九項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十項に規定するもの

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十四項に規定するもの

(1) (3) (略)

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十五項に規定するもの

(2) (1) (略)

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十六項に規定するもの

(1) (略)

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十七項に規定するもの

二 次に掲げる石油ガス自動車

- (2) (1) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三 (略)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十三項に規定するもの

(1) (3) (略)

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十四項に規定するもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十

二 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十八項に規定するもの

(2) (1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三 (略)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十九項に規定するもの

(1) (3) (略)

ロ 車両総重量が二・五トンを超え二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第二十項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

を乗じて得た数値以上であること。
 (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十五項に規定するもの
 (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十六項に規定するもの

(2) (1) (略)
 エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
 ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十七項に規定するもの

(2) (1) (略)
 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 (略)
 4 第一項(第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。)の規定は、法第四十九條第二項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十二年基準エネルギー消費
------------	---	---

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十一項に規定するもの
 (2) (1) (略)
 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの
 (2) (1) (略)
 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

3 (略)
 4 第一項(第一号イからニまでに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、法第四十九條第二項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十二年基準エネルギー消費
------------	---	---

5 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、法第四百十九条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準	第二項第一号ロ(2)	令和四年度基準エネルギーギヤ消費効率に百分の九十五	平成二十二年基準エネルギーギヤ消費効率に百分の百四十七	(略)	(略)	第一項第一号ロ(3)	(略)	令和四年度基準エネルギーギヤ消費効率	平成二十二年基準エネルギーギヤ消費効率に百分の百五十五	(略)	(略)	費効率」という。)に百分の七十	消費効率」という。)に百分の百五十三
	第二項第一号ロ(3)	(略)	(略)	(略)	(略)	第一項第一号ロ(2)	令和四年度基準エネルギーギヤ消費効率	平成二十二年基準エネルギーギヤ消費効率に百分の百五十五	(略)	(略)	(略)	費効率」という。)に百分の七十	消費効率」という。)に百分の百五十三
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。)の規定は、法第四百十九条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場	第二項第一号ロ(2)	平成二十七年基準エネルギーギヤ消費効率に百分の百十五	平成二十二年基準エネルギーギヤ消費効率に百分の百四十四	(略)	(略)	第一項第一号ロ(2)及びロ(3)	令和十二年度基準エネルギーギヤ消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギーギヤ消費効率」という。)	平成二十二年基準エネルギーギヤ消費効率に百分の百五十五	平成二十二年基準エネルギーギヤ消費効率に百分の百六十二	(略)	(略)	費効率」という。)に百分の六十五	消費効率」という。)に百分の百四十四
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十二
(略)	(略)	(略)
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第二項第一号イ(2)	(略)	(略)
第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六

合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十四
(略)	(略)	(略)
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第一号イ(2)	(略)	(略)
第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六

第二項第 二号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百一
第二項第 三号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の八十七
第二項第 三号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百一

附則

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例

第十一節の五 県民税の所得割の納税義務者(租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社(以下この項において「特定中小会社」という。))の同条第一項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。))により取得(同法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。))をしたもの(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する会社に該当することとなる)における当該株主その他の令附則第十八条の六第一項に規定する者であつたものを除く。〕又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社(以下この条において「設立特定株式」という。))を払込みにより取得をしたもの(当該株式会社の発起人であることその他の令附則第十八条の六第二項で定める要件を満たすものに限る。))に限る。次項及び第四項において同じ。))について、同法第三十七条の十三の三第一項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式(設立特定株式を含む。次項及び第四項において同じ。))が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の六第三項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第十一条の二の規定その他の県民税に関する

附則

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例

第十一節の五 租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社(以下この項において「特定中小会社」という。))の同条第一項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。))により取得(同法第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。))をした県民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する会社に該当することとなる)における当該株主その他の令附則第十八条の六第一項に規定する者であつたものを除く。次項及び第四項において同じ。))について、租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の六第二項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第十一条の二の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

る規定を適用する。

2・3 (略)

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(第二項又はこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の第二項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の三第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認められる場合には、これらの申告書を送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第十一条の二第二項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の六第五項で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十一条の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 (略)

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第一百四条の二第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イ若しくはロに掲げる軽油自動車(法第四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。附則第十八条の三において同じ。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年十二月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十八条の二 (略)

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八條第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第十八条の三四 (略)

2・3 (略)

4 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(第二項又はこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の第二項又は第三項の規定による申告書(法附則第三十五条の三第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認められる場合には、これらの申告書を送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第十一条の二第二項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の六第四項で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十一条の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 (略)

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第一百四条の二第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車(法第四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。附則第十八条の三において同じ。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年十二月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十八条の二 (略)

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八條第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第十八条の三四 (略)

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率) 第百十四条の二 次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項（同条第二項から第四項まで）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ハ一へ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(環境性能割の税率) 第百十四条の二 次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項（同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ハ一へ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) (略)</p>

三 (3) (略)
イ (略)
ロ (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の八十
五を乗じて得た数値以上であること。

二 (3) (略)
イ (略)
ロ (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の八十
を乗じて得た数値以上であること。

一 (3) (略)
イ (略)
ロ (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の八十
五を乗じて得た数値以上であること。

ト (3) (略)
ハ一ハ (略)
二 (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が基準エネルギ
ー消費効率であつて令和七年度以降の
各年度において適用されるべきものと
して定められたもの(以下この条にお
いて「令和七年度基準エネルギー消費
効率」という。)以上であること。

2 次に掲げる自動車(法第四十九条第一項
及び前項(第四項から第六項までにおいて準
用する場合を含む。)の規定の適用を受ける
ものを除く。)に対して課する環境性能割の
税率は、百分の二とする。

一 (略)
イ (略)
ロ (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の七十
を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)
イ (略)
ロ (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の七十
五を乗じて得た数値以上であること。

ハ一ホ (略)
二 (略)
イ (略)

(2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の七十
を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)
ロ (略)

三 (3) (略)
イ (略)
ロ (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の八十
を乗じて得た数値以上であること。

二 (3) (略)
イ (略)
ロ (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の七十
を乗じて得た数値以上であること。

一 (3) (略)
イ (略)
ロ (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の八十
を乗じて得た数値以上であること。

ト (3) (略)
ハ一ハ (略)
二 (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が基準エネルギ
ー消費効率であつて平成二十七年以
降の各年度において適用されるべきも
のとして定められたもの(以下この条
において「平成二十七年基準エネル
ギー消費効率」という。)に百分の百
十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車(法第四十九条第一項
及び前項(第四項又は第五項において準用す
る場合を含む。)の規定の適用を受けるもの
を除く。)に対して課する環境性能割の税率
は、百分の二とする。

一 (略)
イ (略)
ロ (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の六十
を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)
イ (略)
ロ (2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の七十
を乗じて得た数値以上であること。

ハ一ホ (略)
二 (略)
イ (略)

(2)(1) (略)
エエネルギー消費効率が令和十二年度
基準エネルギー消費効率に百分の六十
を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)
ロ (略)

第二項第一号イ(2)	(略)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十五	平成二十二年 度基準エネル ギー消費効率 に百分の百八 十四	令和十二年 度以降の各年 度において適 用されるべき ものとして定 められたもの (以下この条 において「平 成二十二年 度基準エネル ギー消費効 率」とい う。)に百分 の八十	平成二十二年 度以降の各年 度において適 用されるべき ものとして定 められたもの (以下この条 において「平 成二十二年 度基準エネル ギー消費効 率」とい う。)に百分 の百七十	<p>4 (略)</p> <p>3 法第百四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。</p> <p>2 (1) エネルギー消費効率が令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) (1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ホ・ニ (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p>
------------	-----	--------------------------------------	--	--	--	--

第二項第一号イ(2)	(略)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十	平成二十二年 度基準エネル ギー消費効率 に百分の百七 十三	令和十二年 度以降の各年 度において適 用されるべき ものとして定 められたもの (以下この条 において「平 成二十二年 度基準エネル ギー消費効 率」とい う。)に百分 の七十	平成二十二年 度以降の各年 度において適 用されるべき ものとして定 められたもの (以下この条 において「平 成二十二年 度基準エネル ギー消費効 率」とい う。)に百分 の百五十	<p>4 (略)</p> <p>3 法第百四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。</p> <p>2 (1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) (1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ホ・ニ (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。</p>
------------	-----	-------------------------------------	--	--	--	--

5

第二項第 一號口(2)	第二項第 一號イ(2)	第一項第 三號口(2)	第一項第 三號イ(2)	第二項第 二號口(2)	第一項第 二號イ(2)	第一項第 一號口(2)	(略)	第一項第 一號イ(2)	(略)	(略)	第二項第 一號口(2)	(略)	(略)	(略)
令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十五	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十五	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十五	(略)	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十	(略)	(略)	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十五	(略)	(略)	百分の七十
令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百一	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百一	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百二十三	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百十六	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百二十三	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百十六	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百二十三	(略)	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百十六	(略)	(略)	平成二 十二年 基準エ ネルギー 消費効 率に百 分の百 六十二	(略)	(略)	十一 に百分 の百五

5

第二項第 一號口(2)	第二項第 一號イ(2)	第一項第 三號口(2)	第一項第 三號イ(2)	第二項第 二號口(2)	第一項第 二號イ(2)	第一項第 一號口(2)	(略)	第一項第 一號イ(2)	(略)	(略)	第二項第 一號口(2)	(略)	(略)	(略)
令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十	(略)	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	(略)	(略)	令和十二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	(略)	(略)	百分の六十
令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十七	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の八十七	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百十六	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百一	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百十六	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百一	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百十六	(略)	令和二年 基準エネルギー 消費効率に 百分の百一	(略)	(略)	平成二 十二年 基準エ ネルギー 消費効 率に百 分の百 五十一	(略)	(略)	十一 に百分 の百三

第二項第 二号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百一	百分の七十五
第二項第 二号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十五	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百九	
第二項第 三号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百一	
第二項第 三号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十五	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百九	

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、法第百四十九条第四項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)」に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附 則

第十八条 削除

(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第十八条の二の二 営業用の自動車(第百十三
条第一項の自動車をいう。以下同じ。)に対
する第百十四条の二第一項及び第二項(これ
らの規定を同条第四項から第六項までにおい

第二項第 二号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の八十七	百分の七十
第二項第 二号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百一	
第二項第 三号イ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の六十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の八十七	
第二項第 三号ロ(2)	令和十二年度 基準エネルギー 消費効率に 百分の七十	令和二年度基 準エネルギー 消費効率に百 分の百一	

附 則

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第百十四条の二第一項第三号イ若し
くはロ又は第二項第三号イ若しくはロに掲げ
る軽油自動車(法第百四十九条第一項第六号
に規定する軽油自動車をいう。附則第十八条
の三において同じ。)に対しては、当該軽油
自動車の取得が令和四年四月一日から令和五
年十二月三十一日までの間に行われたときに
限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、
自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第十八条の二の二 営業用の自動車(第百十三
条第一項の自動車をいう。以下同じ。)に対
する第百十四条の二第一項及び第二項(これ
らの規定を同条第四項又は第五項において準

て準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)	(略)	(略)
第二項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(自動車税の種別割の税率の特例)
第十八条の三 (略)

一 (略)
二 法第四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(次項第六号及び第三項第三号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの、初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

2・3 (略) (略)

用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)
第二項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(自動車税の種別割の税率の特例)
第十八条の三 (略)

一 (略)
二 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの、初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

2・3 (略) (略)

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(軽油引取税のみならず課税) 第二百五条 (略) 2・3 (略) 4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第一条C)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第一百七条の二において同じ。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p>	<p>(軽油引取税のみならず課税) 第二百五条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>第一百七条 (略) 第一百七条の二 オーストラリア軍隊が、第二百五条第四項の規定により軽油引取税を課さない</p>	<p>第一百七条 (略)</p>

こととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第四百四条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則

（軽油引取税の課税免除の特例）
第十六条（略）

一（略）
二 自衛隊又は第五百五条第四項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二第一項各号に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして令附則第十条の二の二第二項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
三 一五（略）

2-5（略）

61 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第五百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

71 前三項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第十二条の八第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十六条第四項から第六項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

附則

（軽油引取税の課税免除の特例）
第十六条（略）

一（略）
二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二第一項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第二項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

三 一五（略）
2-5（略）

61 前二項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第十二条の八第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十六条第四項又は第五項に規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、次条並びに附則第四条第一項及び第二項の規定 令和六年一月一日
- 二 第三条及び附則第四条第三項の規定 令和七年四月一日
- 三 第四条及び附則第三条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日（以下「協定発効日」という。）又はこの条例の公布の日のいずれか

遅い日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の広島県税条例附則第十一条の二の五の規定は、同条第一項の県民税の所得割の納税義務者が令和五年四月一日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第二条の規定による改正前の広島県税条例附則第十一条の二の五第一項の県民税の所得割の納税義務者が令和五年四月一日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の広島県税条例第一百五條第四項及び第一百七條の二の規定は、協定発効日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2 第四条の規定による改正後の広島県税条例第十六條第一項(第二号に係る部分に限る。)、第六項及び第七項の規定は、協定発効日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、協定発効日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の広島県税条例第一百四條の二及び附則第十八條の二の規定は、令和六年一月一日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、令和六年一月一日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の広島県税条例第十八條の三の四の規定は、令和五年度分の令和六年一月一日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの令和六年一月一日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、令和七年四月一日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、令和七年四月一日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、軽油引取税及び自動車税に関する規定を改正するため、この条例案を提出する。

県第六十六号議案

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例

広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前																																																								
<p>第六条（子ども家庭センター） 第六条（略）</p>			<p>第六条（子ども家庭センター） 第六条（略）</p>																																																								
2 （略）	2 （略）	2 （略）	2 （略）	2 （略）	2 （略）																																																						
3-5 （略）	3-5 （略）	3-5 （略）	3-5 （略）	3-5 （略）	3-5 （略）																																																						
<p>（建設事務所） 第十二条（略）</p>	<p>（建設事務所） 第十二条（略）</p>	<p>（建設事務所） 第十二条（略）</p>	<p>（建設事務所） 第十二条（略）</p>	<p>（建設事務所） 第十二条（略）</p>	<p>（建設事務所） 第十二条（略）</p>																																																						
<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> <tr> <td>広島県西部建設事務所</td> <td>広島市南区比治山本町</td> <td>広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡</td> </tr> <tr> <td>広島県北部建設事務所</td> <td>三次市十日市東四丁目</td> <td>三次市、庄原市及び安芸高田市</td> </tr> </table>	名称	位置	所管区域	広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡	広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市、庄原市及び安芸高田市	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> <tr> <td>広島県西部建設事務所</td> <td>広島市南区比治山本町</td> <td>広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡</td> </tr> <tr> <td>広島県北部建設事務所</td> <td>三次市十日市東四丁目</td> <td>三次市及び庄原市</td> </tr> </table>	名称	位置	所管区域	広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡	広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> <tr> <td>広島県西部建設事務所</td> <td>広島市南区宇品東四丁目</td> <td>呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡</td> </tr> <tr> <td>広島県北部建設事務所</td> <td>三次市十日市東四丁目</td> <td>三次市及び庄原市</td> </tr> </table>	名称	位置	所管区域	広島県西部建設事務所	広島市南区宇品東四丁目	呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡	広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> <tr> <td>広島県西部建設事務所</td> <td>広島市南区宇品東四丁目</td> <td>呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡</td> </tr> <tr> <td>広島県北部建設事務所</td> <td>三次市十日市東四丁目</td> <td>三次市及び庄原市</td> </tr> </table>	名称	位置	所管区域	広島県西部建設事務所	広島市南区宇品東四丁目	呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡	広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> <tr> <td>広島県西部建設事務所</td> <td>広島市南区比治山本町</td> <td>広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡</td> </tr> <tr> <td>広島県北部建設事務所</td> <td>三次市十日市東四丁目</td> <td>三次市及び庄原市</td> </tr> </table>	名称	位置	所管区域	広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡	広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> <tr> <td>広島県西部建設事務所</td> <td>広島市南区比治山本町</td> <td>広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡</td> </tr> <tr> <td>広島県北部建設事務所</td> <td>三次市十日市東四丁目</td> <td>三次市及び庄原市</td> </tr> </table>	名称	位置	所管区域	広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡	広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市
名称	位置	所管区域																																																									
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡																																																									
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市、庄原市及び安芸高田市																																																									
名称	位置	所管区域																																																									
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡																																																									
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市																																																									
名称	位置	所管区域																																																									
広島県西部建設事務所	広島市南区宇品東四丁目	呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡																																																									
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市																																																									
名称	位置	所管区域																																																									
広島県西部建設事務所	広島市南区宇品東四丁目	呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡																																																									
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市																																																									
名称	位置	所管区域																																																									
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡																																																									
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市																																																									
名称	位置	所管区域																																																									
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡																																																									
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市																																																									

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

県民の安全・安心を確保することを目的として、こども家庭センター及び建設事務所の
所管区域の見直しを行うため、この条例案を提出する。

県第六十七号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案
 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>十一の四（略） (1)―(10)（略） (11) 法第四十九条第一項の規定による立入調査（(1)、(5)及び(8)に規定する許可（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下この号において「基盤法」という。）第十四条の規定により(1)又は(5)に規定する許可があったものとみなされる基盤法第十二条第一項に基づく認定のうち、基盤法第十二条第六項の規定により知事が同意するものを除く。）、(3)及び(7)に規定する協議並びに(15)に規定する処分に係るものに限る。</p>	市町	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>十一の四（略） (1)―(10)（略） (11) 法第四十九条第一項の規定による立入調査（(1)、(5)及び(8)に規定する許可、(3)及び(7)に規定する協議並びに(15)に規定する処分に係るものに限る。</p>	市町
<p>(12)―(14)（略） (15) 法第五十一条第一項の規定による違反転用に対する許可の取消し等の処分（(1)及び(5)に規定する許可（基盤法第十四条の規定により(1)又は(5)に規定する許可があったものとみなされる基盤法第十二条第一項に基づく認定のうち、基盤法第十二条第六項の規定に</p>	(略)	<p>(12)―(14)（略） (15) 法第五十一条第一項の規定による違反転用に対する許可の取消し等の処分（(1)及び(5)に規定する許可並びに(2)及び(6)に規定する条件の付加に係るものに限る。）</p>	(略)

<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p>	<p>市町</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p>	<p>市町</p>
<p>(12) (39) (略)</p> <p>(11) 条例第四十条第一項の規定による報告の受付(宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和五年広島県条例第三号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の条例第四十条第一項の規定による報告の受付を含む。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(12) (39) (略)</p> <p>(11) 条例第四十条第一項の規定による報告の受付</p>	<p>(略)</p>
<p>三十三 (略)</p> <p>(1) (10) (略)</p> <p>(2) 条例第四条の二第二項第五別の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定</p> <p>(3) (5) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三十三 (略)</p> <p>(1) (10) (略)</p> <p>(2) 条例第四条の二第二項第四別の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定</p> <p>(3) (5) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>三十三 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>の許可を受けなければならないものにあつては同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地の転用のための権利移動に係るものを除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>三十三 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十一の二の二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二十一の二の二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>より知事が同意するものを除く。)並びに(2)及び(6)に規定する条件の付加に係るものに限る。(16)から(18)までにおいて同じ。)</p> <p>(16) (18) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(16) (18) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十一の二の三 農業経営基盤強化促進法(以下この号において「法」という。)第十二条第六項の規定による同意(法第六条第五項の同意を得た市町の一の市町の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者が作成する農業経営改善計画に係る同意であつて、農地法第四条第一項の許可を受けなければならないものにあつては同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地の転用に係るものを、農地法第五条第一項の許可を受けなければならないものにあつては同一の事業の目的に供するための四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地の転用のための権利移動に係るものを除く。)</p>	<p>市町(広島市、府中町、海田町及び坂町を除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>五 (建築基準法関係) (略)</p> <p>(1) (16) (略)</p> <p>(17) 条例第四条の二第二項第五号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定 (略)</p> <p>(18) (略)</p>	(略)	<p>五 (建築基準法関係) (略)</p> <p>(1) (16) (略)</p> <p>(17) 条例第四条の二第二項第四号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定 (略)</p> <p>(18) (略)</p>	(略)
---	-----	---	-----

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十六の二 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下この号において「法」という。) 附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「旧法」という。) 第三条第一項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について、旧法第八条第一項本文の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事に係る次に掲げる事務</p>	<p>改正後</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>市町</p>	(略)
		<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十六の二 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下この号において「法」という。) 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる次に掲げる事務</p>	<p>改正前</p>

(1) (16) (略)

(略)

(略)

<p>(17) 宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令・国土交通省令第三号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第三十条の規定による旧法第八条第一項又は旧法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付</p> <p>(18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p> <p>(1) 十六の二の二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十一年建設省令第三号。以下この号において「省令」という。）</p> <p>(2) 法第四条第二項の規定による基礎調査の結果の公表（大規模盛土造成地に限る。）</p> <p>(3) 法第五条第一項の規定による基礎調査のための土地の立入り（大規模盛土造成地に限る。）</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、熊野町、坂町及び神石高原町（造成等の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）</p> <p>条第二項又は法第三十四条第二項に基づく事務のうちに掲げるもの規定する工事における(17)から(19)まで</p> <p>積が三千平方メートル以上又は(15)から(17)まで</p> <p>は盛土をする前の地盤面の水竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市に限る。）</p>	<p>(24) (1)から(23)までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p> <p>(23) 旧政令第二十四条により委任された国土交通省令の規定による旧法第八条第一項又は旧法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付</p> <p>(22) 旧政令第十五条第二項の規定による技術的基準の強化又は必要な技術的基準の付加</p> <p>(21) 旧政令第二十四条により委任された国土交通省令の規定による旧法第八条第一項又は旧法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付</p>	
---	--	---	--

- (4) 法第六条第一項の規定による土地の試掘等の許可（大規模盛土造成地に限る。）及び所有者等への意見陳述の機会の付与
- (5) 法第八条第一項の規定による土地の立入り等に伴う損失の補償（大規模盛土造成地に限る。）
- (6) 法第十二条第一項本文の規定による宅地造成等に関する工事の許可
- (7) 法第十二条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の設定
- (8) 法第十二条第四項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地の所在地等の公表
- (9) 法第十四条第二項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- (10) 法第十五条第一項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協議
- (11) 法第十六条第一項本文の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可
- (12) 法第十六条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付
- (13) 法第十七条第一項の規定による工事完了の検査
- (14) 法第十七条第二項の規定による検査済証の交付
- (15) 法第十七条第四項の規定による工事完了の確認
- (16) 法第十七条第五項の規定による確認済証の交付
- (17) 法第十八条第一項の規定による特定工程に係る工事の間検査
- (18) 法第十八条第二項の規定による中間検査合格証の交付
- (19) 法第十九条第一項の規定による定期の報告の受付
- (20) 法第二十条第一項の規定による許可の取消し
- (21) 法第二十条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令
- (22) 法第二十条第三項の規定に

- よる土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令
- (23) 法第二十条第四項の規定による工事の施行の停止又は作業の停止の命令
- (24) 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の全部又は一部の執行及び公告
- (25) 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用の工事主等又は土地所有者等への負担の措置
- (26) 法第二十一条第一項の規定による工事の届出の受付
- (27) 法第二十一条第二項の規定による土地の所在地等の公表
- (28) 法第二十一条第三項の規定による工事着手の届出の受付
- (29) 法第二十一条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受付
- (30) 法第二十二条第二項の規定による災害防止措置の勧告
- (31) 法第二十三条第一項及び第二項の規定による改善命令
- (32) 法第二十四条第一項の規定による立入検査
- (33) 法第二十五条の規定による工事の状況の報告の徴取
- (34) 法第三十条第一項本文の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可
- (35) 法第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の設定
- (36) 法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地の所在地等の公表
- (37) 法第三十三条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- (38) 法第三十四条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議

- (39) 法第三十五条第一項本文の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可
- (40) 法第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出の受付
- (41) 法第三十六条第一項の規定による工事完了の検査
- (42) 法第三十六条第二項の規定による検査済証の交付
- (43) 法第三十六条第四項の規定による工事完了の確認
- (44) 法第三十六条第五項の規定による確認済証の交付
- (45) 法第三十七条第一項の規定による特定工程に係る工事の中間検査
- (46) 法第三十七条第二項の規定による中間検査合格証の交付
- (47) 法第三十八条第一項の規定による定期の報告の受付
- (48) 法第三十九条第一項の規定による許可の取消し
- (49) 法第三十九条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令
- (50) 法第三十九条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令
- (51) 法第三十九条第四項の規定による工事の施行の停止又は作業の停止の命令
- (52) 法第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の全部又は一部の執行及び公告
- (53) 法第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置の執行に要した費用の工事主等又は土地所有者等への負担の措置
- (54) 法第四十条第一項の規定による工事の届出の受付
- (55) 法第四十条第二項の規定による土地の所在地等の公表
- (56) 法第四十条第三項の規定による工事着手の届出の受付
- (57) 法第四十条第四項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出の受付
- (58) 法第四十一条第二項の規定による災害防止措置の勧告

<p>(59) 法第四十二条第一項及び第二項の規定による改善命令</p> <p>(60) 法第四十三条第一項の規定による立入検査</p> <p>(61) 法第四十四条の規定による工事の状況の報告の徴取</p> <p>(62) 政令第二十条第一項の規定による他の措置をとることの 設定</p> <p>(63) 政令第二十条第二項の規定による技術的基準の強化又は必要な技術的基準の付加</p> <p>(64) 省令第八十八条の規定による法第十二条第一項、法第十六条第一項、法第三十条第一項又は法第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付</p> <p>(65) (1)から(64)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>三十 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第四条の二第二項第六号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定</p> <p>(3) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>三十三の三 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 条例第十六条本文の規定による土砂埋立行為の許可及び同条第八号の規定による法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為である旨の届出の受付(土砂埋立区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(12)から(27)まで及び(37)から(39)までにおいて同じ。)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(40) (略)</p>	<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>三十 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第四条の二第二項第五号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定</p> <p>(3) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>三十三の三 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 条例第十六条本文の規定による土砂埋立行為の許可及び同条第七号の規定による法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為である旨の届出の受付(土砂埋立区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。(12)から(27)まで及び(37)から(39)までにおいて同じ。)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(40) (略)</p>	<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(2)、第二十一号の二(1)及び(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

(略)

第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(9)から(12)まで及び(18)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(2)、第二十一号の二(1)及び(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

(略)

第三条 (略)
 事務
 市町
 第三条 (略)
 事務
 市町

<p>(3) 法第十六条第一項本文の規定による宅地造成等に関する</p> <p>安芸高田市、熊野 広島市、廿日市市</p>	<p>(1) 法第十二条第一項本文の規定による宅地造成等に関する 熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、</p> <p>(2) 法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協</p> <p>次市、大竹市、東 広島市、廿日市市</p>	<p>(1) 法第十二条第一項本文の規定による宅地造成等に関する工事の許可</p> <p>熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、</p> <p>(2) 法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成に関する工事の協</p> <p>次市、大竹市、東 広島市、廿日市市</p>	<p>(1) 法第十二条第一項本文の規定による宅地造成等に関する工事の許可</p> <p>熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、</p> <p>(2) 法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成に関する工事の協</p> <p>次市、大竹市、東 広島市、廿日市市</p>
<p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(1) 法による改正前の宅地造成等規制法（以下この号において「旧法」という。）第八條第一項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可</p> <p>(2) 旧法第十一條（旧法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成に関する工事の協</p> <p>(3) (6) (略)</p> <p>(7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(1) 法による改正前の宅地造成等規制法（以下この号において「旧法」という。）第八條第一項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可</p> <p>(2) 旧法第十一條（旧法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成に関する工事の協</p> <p>(3) (6) (略)</p> <p>(7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>
<p>五 （建築基準法関係） （略） (1) (16) (略)</p> <p>(17) 条例第四条の二第二項第六号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定 (18) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>五 （建築基準法関係） （略） (1) (16) (略)</p> <p>(17) 条例第四条の二第二項第五号の規定によるがけ付近の建築物の安全性の認定 (18) (略)</p>	<p>(略)</p>

(4)	工事の計画の変更の許可 法第十六条第二項の規定に よる軽微な変更の届出の受付	高原町については、 造成等の面積が一 万平方メートル以 上のものに限り、
(5)	法第十七条第一項の規定に よる工事完了の検査	大竹市、安芸高田 市、熊野町、坂町 及び神石高原町に
(6)	法第十七条第四項の規定に よる工事完了の確認	については、法第十 五条第二項又は法 第三十四条第二項
(7)	法第十八条第一項の規定に よる特定工程に係る工事の中 間検査	に規定する工事に おける(7)、(8)、(18)
(8)	法第十九条第一項の規定に よる定期の報告の受付	及び(19)に掲げる事 務は造成等の面積
(9)	法第二十一条第一項の規定 による工事の届出の受付	が一平方メートル
(10)	法第二十一条第三項の規定 による工事着手の届出の受付	ル未満のものを含 む。)
(11)	法第二十一条第四項の規定 による公共施設用地の宅地又 は農地等への転用の届出の受 付	
(12)	法第三十条第一項本文の規 定による特定盛土等又は土石 の堆積に関する工事の許可	
(13)	法第三十四条第一項(法第 三十五条第三項において準用 する場合を含む。)の規定に よる特定盛土等又は土石の堆 積に関する工事の協議	
(14)	法第三十五条第一項本文の 規定による特定盛土等又は土 石の堆積に関する工事の計画 の変更の許可	
(15)	法第三十五条第二項の規定 による軽微な変更の届出の受 付	
(16)	法第三十六条第一項の規定 による工事完了の検査	
(17)	法第三十六条第四項の規定 による工事完了の確認	
(18)	法第三十七条第一項の規定 による特定工程に係る工事の 中間検査	
(19)	法第三十八条第一項の規定 による定期の報告の受付	
(20)	法第四十条第一項の規定に よる工事の届出の受付	
(21)	法第四十条第三項の規定に よる工事着手の届出の受付	
(22)	法第四十条第四項の規定に よる公共施設用地の宅地又は 農地等への転用の届出の受付	
(23)	(1)から(22)までに掲げるもの のほか、法の施行に係る事務 のうち、規則に基づく事務で あって別に規則で定めるもの	

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第六十八号議案

広島県立福山若草園設置及び管理条例及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立福山若草園設置及び管理条例及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案

広島県立福山若草園設置及び管理条例及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 福山若草園の位置は、福山市水呑町三新田一丁目とする。</p>	<p>第二条 福山若草園の位置は、福山市水呑町とする。</p>

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第二条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年広島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
名称(略)	位置(略)	名称(略)	位置(略)
広島県 福山西 警察署	福山市 神村町	広島県 福山西 警察署	福山市 神村町
	尾道市のうち 浦崎町 福山市のうち		尾道市のうち 浦崎町 福山市のうち
	郷分町、山手町、山手町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、神島町、佐波町、瀬戸町、明王台一		郷分町、山手町、山手町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、神島町、佐波町、瀬戸町、明王台一

備考	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、東明王台、水呑町、水呑町三新田一丁目、同二丁目、水呑向丘、田尻町、鞆町鞆、鞆町後地、津之郷町、赤坂町、熊野町、走島町、松永町、松永町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、南松永町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、今津町、今津町二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、東村町、本郷町、神村町、宮前町一丁目、同二丁目、柳津町、柳津町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、高西町、高西町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、内海町、沼隈町、南今津町</p>
(略)		
備考	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、東明王台、水呑町、水呑向丘、田尻町、鞆町鞆、鞆町後地、津之郷町、赤坂町、熊野町、走島町、松永町、松永町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、南松永町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、今津町、今津町二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、東村町、本郷町、神村町、宮前町一丁目、同二丁目、柳津町、柳津町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、高西町、高西町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、内海町、沼隈町、南今津町</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

福山市水呑町の一部の区域をもって新たに町の区域が画されたことに伴い、広島県立福山若草園の位置及び広島県福山西警察署の管轄区域の表示を改めるため、この条例案を提出する。

県第六十九号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。)を除く。))の</p>	<p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。)を除く。))の</p>

額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

四 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号以下「令」という。)第四十二条の二によつて読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」という。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

五―八 (略)

第四十五条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法第五条第六項に規定する主務省令で定める者に対して、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第五十条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3―5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第五十一条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第

()の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

四 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号以下「令」という。)第四十二条の二によつて読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」という。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

五―八 (略)

第四十五条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める者に対して、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第五十条 (略)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3―5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第五十一条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第

二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定し当該支給決定障害者に通知しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、当該利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第六十九条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法第五条第七項に規定する主務省令で定める者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定し当該支給決定障害者に通知しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、当該利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第六十九条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。 四一七 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。 四一七 (略)</p>

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サ-

ビス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針) 第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法第五条第六項に規定する主務省令で定める者に対して、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(基本方針) 第三十条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法第五条第七項に規定する主務省令で定める者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>(基本方針) 第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める者に対して、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(基本方針) 第三十条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、関係条例について必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第七十号議案

広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

第一条 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(土砂埋立行為の許可) 第十六条 (略) 一一五 (略)</p> <p>六 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項本文又は第二十条第一項本文の規定による許可(同法第十五条第一項又は第二十四条第一項の規定により許可があつたものとみなされる協議の成立を含む。)を受けて行う土砂埋立行為</p> <p>七一九 (略)</p> <p>附則</p> <p>1―4 (略) (適用除外)</p> <p>5 第十六条及び第三十四条の規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法第十条第四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた区域における土砂埋立行為(第十六条の許可を受けた土砂埋立行為であつて、当該公示がされた際に当該許可に係る土砂埋立行為が完了していないものを除く。)及び土砂の搬入については、適用しない。</p>	<p>(土砂埋立行為の許可) 第十六条 (略) 一一五 (略)</p> <p>六一八 (略)</p> <p>附則</p> <p>1―4 (略)</p>

(広島県建築基準法施行条例の一部改正)

第二条 広島県建築基準法施行条例(昭和四十七年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(がけ付近の建築物) 第四条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該がけに係る災害防止工事(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十二条第一項第七号の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下「盛土規制法」という。)第十三条又は第三十一条の規定に適合するもののうち、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「盛土規制法施行令」という。)第六条に規定する崖面崩壊防止施設の設置を除く。)について、都市計画法第三十六条第二項の検査済証の交付があつたとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 当該がけに係る災害防止工事(盛土規制法施行令第六条に規定する崖面崩壊防止施設の設置を除く。)について、盛土規制法第十七条第二項又は第三十六条第二項の検査済証の交付があつたとき。</p> <p>六 前五号に掲げるもののほか、建築物の位置及び構造、がけの土質並びに災害防止措置の状況により特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めたととき。</p>	<p>(がけ付近の建築物) 第四条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該がけに係る災害防止工事について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の検査済証の交付があつたとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 前四号に掲げるもののほか、建築物の位置及び構造、がけの土質並びに災害防止措置の状況により特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めたととき。</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域が指定されることを踏まえ、同法の規定による許可を受けて行う土砂埋立行為は知事の許可を不要とするなど、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第七十一号議案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の
一部を改正する条例案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の
一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第一条関係）	別表（第一条関係）
名称 （略）	位置 （略）	名称 （略）	位置 （略）
広島県 広島南 警察署	広島市 南区出 汐二丁 目	広島県 広島市 南区宇 品東四 丁目	広島市 南区宇 品東四 丁目
備考 （略）	備考 （略）	備考 （略）	備考 （略）

附 則

この条例は、令和五年九月十九日から施行する。

(提案理由)

広島県広島南警察署が移転することに伴い、位置を変更する改正を行うため、この条例案を提出する。

県第七十二号議案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和五年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条（信号機に関する基準）</p> <p>一（略）</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交差整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車若しくは自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p>第三条（信号機に関する基準）</p> <p>一（略）</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交差整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、信号機に関する基準に特定小型原動機付自転車に係る規定を加えるため、この条例案を提出する。

県第七十二号議案

工事請負契約の変更について

令和三年県第百二号議案により契約を締結することについて議決を得た福山沼隈線道路改良工事（R三―七工区）の請負契約の工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和五年六月二十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>一―四 五 工 期 (略)</p> <p>議決の日の翌日から 令和七年一月三十一日まで</p>	<p>一―四 五 工 期 (略)</p> <p>議決の日の翌日から 令和六年三月二十九日まで</p>

(提案理由)

令和三年県第百二号議案により契約を締結することについて議決を得た福山沼隈線道路改良工事（R三―七工区）の請負契約については、関連する工事の完成時期が入札不調及び不落により遅延し、工事着手時期に遅延が生じたため工期を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。

県第七十四号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和五年六月二十三日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

品 名 I M R T専用治療計画装置システム

数 量 一式

二 取得価格 一三五、五六四、〇〇〇円

三 相手方 東京都江戸川区東小松川四丁目三六番五号

日本電子応用株式会社

(提案理由)

広島がん高精度放射線治療センターに設置する備品を買い入れようとするものであるが、当該備品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。